

別表（第 15 条関係）

令和 7 年 4 月 22 日現在

対象施設等	物品の買入れ	役務の提供
障害福祉サービス事業所等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 地域活動支援センター ・ 障害福祉サービス事業を行う施設 ・ 小規模作業所 ・ これらに準ずる者として知事の認定を受けた者 	3,600 万円未満まで ※ 特定調達契約となる場合は、その規定によることになり、金額は令和 8 年 3 月 31 日までのもの	3,600 万円未満まで ※ 特定調達契約となる場合は、その規定によることになり、金額は令和 8 年 3 月 31 日までのもの
重度障害者多数雇用事業所 特例子会社 在宅就業障害者 在宅就業支援団体	300 万円以下まで	200 万円以下まで
障害者雇用企業	300 万円以下まで	200 万円以下まで